

令和3年(ネ)第247号 各原状回復等請求控訴事件

第1審原告(控訴人兼被控訴人、控訴人又は被控訴人) 今野秀則 外

第1審被告(被控訴人兼控訴人) 東京電力ホールディングス株式会社

外1名

## 準備書面(2)

令和5年3月13日

仙台高等裁判所第1民事部ア係 御中

第1審被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 岩倉 正



同 戸田



同 江口 雄一



同 小林 真佐



同 前田 后



同 小古山 和



同 安 井 亜



同 大 山 貴



同 棚 村 友



同 松 浦 克



1審被告東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）は、本準備書面において、1審原告らの2022（令和4）年6月30日付「控訴答弁書（第1審被告東京電力の控訴理由に対して）」（以下「1審原告控訴答弁書」という。）、及び、同年7月11日付「準備書面（第1審被告東京電力の控訴理由第7（被ばく不安慰謝料）について）」（以下「令和4年7月11日付1審原告準備書面」という。）に対して、必要な範囲で反論する。

## 第1 『1審原告控訴答弁書』第3に対する反論

### 1 「2 第1審被告東京電力による原判決の理解不足」（1審原告控訴答弁書8～10頁）に対する反論

(1) 1審原告らは、「東京電力は、（略）あたかも原判決が『共同体』という実態を認定した上で、それのみを根拠としているかのように主張している」と述べた（1審原告控訴答弁書9頁）上で、「原判決が慰謝料算定の考慮要素の根幹としたものは、『人と人が強くつながり、自然豊かな津島の地を生活の本拠としていたところ、本件事故によりその生活を突如として奪われ、現在に至ってもそうした津島での生活に戻ることができない状況が続いている』ということであり、それ自体、『共同体』と評価しようが共通の被害と評価しようが、全ての原告らに共通する事情であることに変わりはない」から、東京電力の主張は、「原判決を不正確に理解したものである」と主張している（同10頁）。

(2) しかしながら、原判決は、「慰謝料の考慮要素の共通性」と題して、「こうした例示は、各考慮要素における代表的な事情を適（ママ）示したにすぎず、これらの個別事情が、その適（ママ）示された原告個人にのみ当てはまるというわけ

ではない。津島居住原告は、いずれも津島地区という一つの共同体の構成員であり、各津島居住原告の被った精神的苦痛は、多かれ少なかれ、上記に指摘した要素を含むものといえる。」と判示した（原判決190頁）上で、基準となる慰謝料額を算定した。

したがって、東京電力控訴理由書13頁で述べたとおり、原判決は、本件事故時に津島地区に居住しており避難指示等により避難を余儀なくされたことを超えて、津島地区が「一つの共同体」であり、各津島居住原告が「共同体の構成員」であったという認定・評価をしたものであり、その認定・評価には何らの合理的な根拠はない。また、「一つの共同体の構成員」であるからその全員が多かれ少なかれ原判決が掲示した要素を含む精神的苦痛を被ったという論理は、個々の1審原告の具体的な事情を完全に無視したもので、論理的に飛躍している。

（3）また、原判決が言うところの「慰謝料算定の根幹となる事情」は、津島居住原告全員に共通する事情ではない（後記ア）上に、原判決は、「慰謝料算定の根幹となる事情」なるもの以外の事情についても、津島居住原告全員に共通する事情として考慮した（後記イ）のであり、「原判決は、原告に当てはまらない事情を、当該原告の慰謝料算定で考慮した誤りがある」という東京電力の主張（東京電力控訴理由書12～16頁）に何ら不合理な点はない。

ア まず、原判決は、「①人と人が強くつながり、②自然豊かな津島の地を③生活の本拠としていたところ、④本件事故によりその生活を突如として奪われ、現在に至ってもそうした津島での生活に戻ることができない状況が続いている」という「慰謝料算定の根幹となる事情」は津島居住原告全員に共通して認められると判示した（原判決191頁。①から④までの附番は引用者による。）が、以下のとおり、①から④までの事情は、津島居住原告全員に共通して認められる事情ではな

い。

①人と人との「強く」つながっているか否かは、個々人の人間関係に依存するのであって、個別の原告について各々の人とのつながりが主張立証されていないにもかかわらず、人と人との「強く」つながっていることが津島居住原告全員に共通のものであったと認めることはできない。実際に、既に述べたとおり（東京電力控訴理由書25～26頁）、1審原告らの中には、津島地区外で就労していた者が多くおり、多数の1審原告らの生活状況は、原判決が依拠した原告14-2のように頻繁に知人を訪問して交流を深めることができる生活状況とは大きく相違していた。その上、本件事故前に浪江町が実施したアンケート（丙C161）において、津島地区が住みよいと回答した者は約15%に過ぎず、住みよい理由として住み慣れて愛着があると回答した者は約20%に過ぎなかつた（東京電力控訴理由書26～27頁）。

したがって、1審原告らの中には、本件事故当時、津島地区に愛着があり住みやすいと考えてはいなかつた者も相当数いたと容易に考えられるのであって、個別の原告について各々の「人と人とのつながり」が主張立証されていないにもかかわらず、原判決が、「人と人との強いつながり」を、津島居住原告全員に共通する慰謝料算定の根幹となる事情として、津島居住原告全員についての基準となる慰謝料額を増額する方向で考慮したことは誤りである。

②「豊かな自然」についても、上記アンケートの結果からすれば、豊かな自然を理由に津島地区が住みやすいと考えていた者が多かつたという様子は全くうかがわれない（東京電力控訴理由書27頁）。したがって、原判決が、豊かな自然を津島居住原告全員に共通する慰謝料算定の根幹となる事情として、津島居住原告全員についての基準となる慰謝料額を増額する方向で考慮したことは誤りで

ある。

③「生活の本拠」についても、前述のとおり、原告らの中には、津島地区外で就労していた者が多くおり、具体的な生活状況等によって、単なる住居として津島地区に居住していた者から、1審原告らの主張によれば深い関わりを持って津島地区で生活する者まで、津島地区との関与の程度は大きく異なっていた（東京電力控訴理由書25～26頁）。したがって、原判決が、津島居住原告のそれぞれの具体的な生活状況等を個別にくまなく見ることなく、単に「津島地区に生活の本拠があったこと」を、津島居住原告全員に共通する慰謝料算定の根拠となる事情として、津島居住原告全員についての基準となる慰謝料額を増額する方向で考慮したことは誤りである。

④本件事故によって生活を奪われ、津島での生活に戻ることができない状況が続いていることについても、その状況の評価は、個々人の本件事故前後の生活状況によって当然に異なる。前述のとおり、1審原告らの本件事故前の生活状況は個々人によって大きく相違しており、本件事故後においても、1審原告らの中には、平成26年2月までに自らが選択した新たな地域において「避難生活」でない生活を既に始めた者もいる（東京電力控訴理由書60～63頁）上に、相当数の原告らが、本件事故後も津島地区に居住していた者らとの交流を回復し、その交流を維持しながら、新たな交友関係を築いている（東京電力控訴理由書28～51頁）。したがって、原判決が、本件事故によって生活を奪われ、津島での生活に戻ことができない状況が続いていることについても、津島居住原告全員に共通する慰謝料算定の根幹となる事情として、増額する方向で考慮したことは誤りである。

イ さらに、原判決は、「慰謝料算定の根幹となる事情」なるもの以外の事情についても慰謝料の考慮要素として挙げたうえで、「これまでに述べてきた上記慰謝料の各考慮要素において、その性質を示し、併せて津島居住原告の個別事情を例示しているが、こうした例示は、各考慮要素における代表的な事情を適（ママ）示したにすぎず、これらの個別事情が、その適（ママ）示された原告個人にのみ当てはまるというわけではない。津島居住原告は、いずれも津島地区という一つの共同体の構成員であり、各津島居住原告の被った精神的苦痛は、多かれ少なかれ、上記に指摘した要素を含む」と判示した（原判決190頁）。

そして、原判決は、原判決の摘要した特定の1審原告に関する個別事情を、これらの事情が当てはまらない1審原告らについての慰謝料額を算定する際にも考慮したのであって、原判決には、慰謝料額の算定において考慮できない事情を考慮した違法がある（東京電力控訴理由書15頁～16頁等）。

## 2 「3 第1審被告東京電力が慰謝料額算定の考慮事情について、個別原告の事情に固執する誤り」（1審原告控訴答弁書10～11頁）に対する反論

次に、1審原告らは、『最高裁判例解説民事篇平成9年度（中）』638頁（近藤崇晴）（以下「最高裁判例解説」という。）において、「精神的苦痛とは、主観的なものではなく、不法行為に対して損害賠償を認めるべき場合に、その根拠として伝統的に掲げられているに過ぎない。したがって、その内容も、個々人の具体的な事例において細かく検討して決定するというよりも、ある程度定型化されたものとなっていることは周知のとおりである。」等と記載されていると述べて、「東京電力が指摘する原判決の考慮要素が『その他の多くの原告には当てはまらない。』とする指摘は後述する通り、そもそも誤りであるが、慰謝料の算定根拠をあたかも個別的に判断すべきとする主張自体も誤りである」と主張している（1審原告控訴答弁書11

頁)。

しかしながら、そもそも、最高裁判例解説の本文に、1審原告らが引用した記載は一切存在しない。1審原告らが引用した記載は、同事件の「上告理由」に記載されていたものであって(最高裁判所民事判例集51巻5号2037頁)、最高裁の判断ではなく、単なる上告理由に過ぎない。

また、既に述べたとおり(東京電力控訴理由書13頁)、慰謝料額の算定において、もある1審原告には全く当てはまらない事情が、当該1審原告の慰謝料額の算定で考慮されるならば、当該算定は著しく不相当であって経験則又は条理に反して違法である(最判昭和38年3月26日裁判集民65号241頁参照)。ある1審原告には当てはまらず、当該1審原告が単独で慰謝料を請求した場合に慰謝料の考慮要素とされない事情が、集団訴訟の別の1審原告には当てはまるという理由によって当該1審原告との関係においてまでも考慮してよいということは、論理的にあり得ない。

### 3 「4 第1審被告東京電力が主張する個別の事情についての理解の誤り」(1審原告控訴答弁書11~27頁)に対する反論

#### (1)「(1) 原発事故前の津島地区の状況に関する主張について」(1審原告控訴答弁書11~13頁)に対する反論

ア 1審原告らは、津島地区の状況について、①経済的な状況やインフラの状況が他の都市と比べて劣ることがあったとしても、豊富な自然や豊かな人間関係によって、村々に住み続けることに平穏を感じる住民がおり、②津島地区に残ってい

た住民は、自ら選択し、この津島地区を愛し、ここでの生活をいとおしく思っていた者たちであり、③津島地区外でフルタイムで働いていた人たちも、「地区の行事には・・・『多かれ少なかれ』参加してきたと主張している（1審原告控訴答弁書13頁）。

イ しかしながら、前述のとおり、豊富な自然に対する評価や豊かな人間関係は、個々人の生活状況等に強く依存するものであって、全ての住民がそのような共通の事情を有していると考えることはできない（①）。

また、津島地区に残っていたことから、その全ての住民が津島地区を「愛し」、「いとおしく思っていた」と結論付けることは論理が飛躍している。実際にも、前述のとおり、浪江町が実施したアンケート（丙C161）において、津島地区が住みよいと回答した者は約15%に過ぎず、住みよいと回答した理由として住み慣れて愛着があると回答した者は約20%に過ぎない（②）。

さらに、津島地区外でフルタイムで働いていた人たちが地区の行事には「多かれ少なかれ」参加してきたというのも、全員については根拠のない主張である。1審原告らは、「住民との交流がないのであれば、何故に第1審被告東京電力が繰々主張するような住みづらい環境下で住み続けるはずもない」と主張している（1審原告控訴答弁書13頁）が、一定の地域に居住を続ける理由は千差万別であって、「住民との交流の有無」だけで決まるわけではないのであって、住民との交流がないならば住みづらい環境下で住み続けるはずがないと結論付ける1審原告らの論理は飛躍している（③）。

（2）「(2) 平成16年度のアンケート結果に基づく主張について」（1審原告控訴

## 答弁書13～15頁)に対する反論

ア 1審原告らは、浪江町が実施したアンケート(丙C161)について、「回答者が質問内容をどのように受け止めて、どのような意味で回答したか不明であり、単なる一部の『浪江町』に対するアンケート結果のみにより、『原告らの中には、本件事故当時、津島地区に愛着があり住みやすいと考えてはいなかつた者が相当多数いると合理的に考えられる。』という第1審被告東京電力の主張は、明らかに『論理の飛躍』である。」と主張している(1審原告控訴答弁書14～15頁)。

しかしながら、以下に述べるとおり、回答者数並びに質問内容及び回答からすると、津島地区に愛着があり住みやすいなどとは考えてないかつた者も相当多数いると合理的に考えられるのであって、1審原告らの主張は、独自の考えに基づく主張に過ぎない。

まず、『回答者数』について、1審原告らは、「津島地区で回答をした者は約465人に過ぎないと主張している(1審原告控訴答弁書14頁)。しかしながら、上記アンケートは、平成17年頃に実施されたものであるが、津島地区の人口は、同年10月1日時点で、1591名であった(丙C156)から、上記アンケートに回答した約465人は、津島地区の全人口の約3分の1に当たる人数である。

また、『質問内容及び回答』について、1審原告らは、「浪江町」に対する質問であることから、「津島の住民が、『津島地区』について回答したのか『浪江町』について回答をしたのか不明である」と主張している(1審原告控訴答弁書14～15頁)。しかしながら、津島地区は、浪江町の中心部から非常に遠く離れており、その大部分が山間地であって(東京電力控訴理由書16～17頁)、浪江町の

中心部とは生活環境が大きく異なる。そして、津島地区の住民は、津島地区に居住しているのであるから、「浪江町が住みよい町か」、「浪江町に対する思い、日頃感じている点」について問われれば、あえて生活環境の大きく異なる浪江町の中心部等を想定して回答を行うのではなく、自らが居住する津島地区のことを想定して回答すると合理的に考えられる。

以上より、浪江町が実施したアンケート（丙C161）から、1番原告らの中には、本件事故当時、津島地区に愛着があり住みやすいとは考えてはいなかった者も相当多数いたと合理的に考えられる。

イ また、1番原告らは、「第1番原告らが原発事故前に津島地区での生活に不満を持っていたとしても、そのことから論理的に原発事故後に第1番原告らがふるさとはく奪による精神的苦痛を感じることはないということは自明である。」と主張している（1番原告控訴答弁書15頁）。

しかしながら、1番原告らが本件事故前に津島地区での生活に不満を持っていたならば、かかる不満のあるふるさとが本件事故によって消失したとしても、本件事故によって受ける精神的苦痛の程度は低くなると論理的に考えられると言るべきである。

(3)「(3)『相当数の原告らが、本件事故後も交流を回復しそれを維持しながら、新たな交友関係を築いている』との主張の誤り」(1番原告控訴答弁書15~18頁)に対する反論

ア 1番原告らは、本件事故は土地に根ざして生きる津島の人々をまるごと土地か

ら引き剥がしたものであり、土地に根ざして生きるという権利の侵害であると述べた（1審原告控訴答弁書17～18頁）上で、津島地区には、津島という地域社会の固有性があり、「ふるさと津島」は、1審原告にとって唯一無二で代替不能な「ふるさと」なのであるから、津島地区とは別の地で交流を回復し、それを維持しながら、新たな交友関係を築いたからといって、津島地区のコミュニティや自然とのふれあいを「喪失」していないなどと言えないと主張している（同18頁）。

イ しかしながら、まず、本件事故により避難を余儀なくされたこと及び帰還が困難になったことによる精神的苦痛の程度は、本件事故前後の個々人の生活状況等によって異なるものである。そして、前述のとおり、1審原告らの津島地区との関わりは個々人の生活状況等によって大きく異なっていたから、本件事故により津島地区から避難を余儀なくされ帰還が困難になったことによる1審原告らの精神的苦痛の程度は、1審原告らごとに異なるのであって、本件事故前後の個々人の生活状況等を具体的に認定することなく、ただ漫然と1審原告らに共通する事情として津島居住原告全員についての基準となる慰謝料額を増額する方向で考慮することは許されない。

また、慰謝料額の算定基準時は、口頭弁論終結時であって、本件事故時ではないから、本件事故後の生活状況等も当然に考慮されなければならない。東京電力控訴理由書28～51頁で述べたとおり、相当数の1審原告らが、本件事故後も交流を回復しそれを維持しながら、新たな交友関係を築いたのであって、そのような1審原告らとそうではないその他の1審原告らとでは、避難を余儀なくされたこと及び帰還が困難になったことによる精神的苦痛の有無・内容・程度は自ずと異なる。したがって、本件事故後の生活状況等の事情を慰謝料額の算定根拠か

ら捨象することは許されない。

(4) 「(4) 「『世帯人数の少なく、避難生活中に家族が離れ離れになったと認めるに足りる証拠がない原告らは多い』との主張について」(1審原告控訴答弁書19~20頁)に対する反論

1審原告らは、原判決は「家族との離散等」として「生活を共にしていた家族とも離れて生活することを余儀なくされた者もいる。」と例示的に摘示しているが、これは「人間関係の喪失等」の一例として摘示しているにすぎないと述べた上で、単身世帯や二人世帯の者が避難生活中に離れ離れになったと認められる事情はないとしても、単身世帯ほど津島地区でのコミュニティから離れなければならなかつた苦痛は家族を持つものよりも大きいといえるなどと述べて、単身世帯や二人世帯であることをもって、ふるさとはく奪（喪失）による精神的苦痛がないとはいえないと主張している（1審原告控訴答弁書19~20頁）。

しかしながら、避難生活中に家族が離れ離れになった世帯とそうでなかつた世帯とでは、避難生活によって生じた精神的苦痛の程度に差があることは明らかである。にもかかわらず、原判決は、家族が離散した世帯について、本件事故を理由とする別居であるか否かを認定することなく、また、家族が離散していない単身世帯や二人世帯の1審原告らについてまで、家族の離散に匹敵する個別の事情を認定することなく、特定の1審原告についてしか当てはまらない避難生活中に家族と離れ離れになったという事情を、1審原告ら全員についての基準となる慰謝料額を増額する方向で考慮したことは、論理的に明らかな誤りである。

(5) 「(5) 「『相当数の原告らは、本件事故により生活の糧を失っていない』との

### 主張について」(1審原告控訴答弁書20~22頁)に対する反論

ア 1審原告らは、原判決は、先の見通しがつかない不安等の一例として「本件事故により生活の糧を失うなど」の例示をしているが、それと共に「避難生活がいつ終わるかなどといったこともわからず、そうした先の見通しがつかない不安等を長年抱いたまま生活をしなければならない状況に至っている」との点を摘示しているのであり、単に営業損害のみを慰謝料の考慮要素としているものではないと主張している(1審原告控訴答弁書21頁)。

しかしながら、東京電力控訴理由書55頁で取り上げた1審原告154-1についていえば、同1審原告は、就労不能損害を含む十分な賠償金を受領済みであることに加え(同1審原告に対しては7000万円超、世帯では約1億2200万円)、東京電力から住居確保費用の支払を受けて取得した大玉村の自宅に居住し、自治会での活動等を通じて津島地区の親戚や友人との交流を回復、維持している(東京電力控訴理由書34頁)のであって、同人が将来に不安を感じる状況にはないことは明らかである。原判決は、先の見通しがつかない不安等を述べた特定の1審原告らの供述に基づく片面的な事実のみを取り上げ、1審原告らの個別の事情を認定・評価することなく、1審原告ら全員についての基準となる慰謝料額を増額する方向で当該事情を考慮したのであって、原判決の事実の認定及び評価に誤りがあることは明らかである。

イ また、1審原告らは、他の地に「移転」したとしても、未だに津島は目の前に存在するのであり、それでも戻るに戻れない中途半端な状況が避難生活の間中ずっと続いているおり、このような不安定な状況の中で深い精神的苦痛を受けている点は、全ての1審原告らに共通すると主張している(1審原告控訴答弁書22頁)。

しかしながら、東京電力控訴理由書59～68頁で述べたとおり、他の地に移住して平穏な生活を送っていても避難生活が続いているという前提、また、原告らが津島地区において平穏な生活を回復しない限り損害が生じ続けるとの前提是、いずれも誤りである。

**(6) 「(6) 「ごく一部の原告を除き、伝統行事との関わりは希薄であった」との主張について」(1審原告控訴答弁書22～27頁)に対する反論**

1審原告らは、「三四獅子舞は、申出のあった各家を周って演じ、更に稻荷神社で奉納をする。その際には、上津島だけでなく、津島地区の全ての地区から、人々が集い、三四獅子舞を観覧しているのであり、一部の者のみしか関与していなかったというのは、明白な事実誤認である。そして、同様のことは田植え踊りにも当てはまる。」と主張し(1審原告控訴答弁書23頁)、また、三四獅子舞や田植え踊りが伝統芸能である旨を繰々述べた上で、「東京電力は、このような伝統芸能・郷土芸能の社会学的な意味を理解せず、単なる演者のみが祭りにかかわっているに過ぎないという誤った批判をしている」と主張している(同26～27頁)。

しかしながら、伝統芸能に対する関わり方は多様であるにもかかわらず、1審原告らの主張は、「伝統芸能であるから1審原告ら全員が共通して関わっていた」というものであって、論理に飛躍がある。既に述べたとおり、本件事故以前から、田植え踊りや三四獅子舞の管理運営は、郷土芸術保存会によって行われており(東京電力控訴理由書58～59頁)、過疎や少子高齢化等を理由として、後継者不足の問題が生じていた(甲D12の4・2枚目)。1審原告ら自身が、田植え祭りの管理が「生活形態の変化に伴い、保存会を結成しての活動に切り替わった」(1審原告控訴答弁書26頁)ことを認めている。

また、1審原告らは、論文（なお、1審原告らは「甲C139」と記載しているが、これは除染関係ガイドラインであり、「甲C143」の誤りであると思われる。）を引用して伝統芸能の説明を繰々述べているが、同論文は、日本の農村の伝統芸能の承継や農村社会の維持の可能性を主題に、筆者らが個人的な見解を記載したものに過ぎず（甲C143・70頁）、津島地区の伝統芸能について述べたものではない。

したがって、演者や上記保存会の構成員ではない大部分の1審原告らについて、三匹獅子舞や田植え踊りとの具体的な関係を認めるに足りるだけの主張立証がなされていないことに変わりはない。

## 第2 『1審原告控訴答弁書』第4に対する反論

### 1 1審原告らが主張する「津島固有の平穏生活権」なるものは認められないこと

1審原告らは、津島という土地、津島の住民との結びつきが、平穏な生活の前提となっていると述べた上で、1審原告らには、ある特定の地において、永年住み慣れて生きてきた人々が持っている権利、固有の土地環境の強い結びつきを持っていることによる権利としての「津島固有の平穏生活権」が保障されている旨を主張している（1審原告控訴答弁書30頁）。

しかしながら、1審原告らが、自ら選択した地域において平穏な生活を回復しているにもかかわらず、津島地区に戻れない限り、平穏な生活が送れないという訳ではない。

また、1審原告らの中には、津島地区以外で生まれた者や、津島地区での生活

が短期間であった者も多くいる。

例えば、原告番号12の4は、福島県浪江町請戸村出身であり、津島地区に移り住んだのは平成11年（当時21歳）であり、津島地区に居住していた期間は12年程度である（甲D12の2・2頁、原告番号12の1本人調書42頁、丙D1の12の14）。

原告番号20の2は、神奈川県横浜市出身であり、高校卒業後、平成10年に前夫と離婚するまで東京で生活しており、津島地区に移り住んだのは平成15年（当時37歳）であり、津島地区に居住していたのは8年程度である（甲D20の1・3～4頁）。

また、1審原告らの中には、本件事故時、子供だったものも多く、津島地区での生活よりも本件事故後に移り住んだ地域での生活の方が長期間に及ぶものが多いことも明らかである。

このような住民が多数な以上、1審原告ら全員が、津島地区に永年住み慣れており、固有の土地環境の強い結びつきを持っていたとは、客観的に言い得ない。

## 2 1審原告ら全員が「戻りたくても戻れない状況」が続いているわけではないこと

また、1審原告らは、津島の住居が帰還困難区域に指定されたままである以上、「戻りたくても戻れない状況」が続いているとして、津島固有の平穏生活権が侵害されていると主張している（1審原告控訴答弁書33頁）。

しかしながら、本件事故時に津島地区に居住していた住民らの中には、津島地区に帰還しないと決めている住民が多数存在している。

例えば、平成30年時点におけるアンケートにおいては、本件事故の際に津

島地区に居住していた住民のうち、羽附地域で41.7パーセント、津島地域で66.7パーセント、下津島地域で61.9パーセント、南津島上地域で61.9パーセント、南津島下地域で39.3パーセント、赤字木地域で55.9パーセント、手七郎地域で50.0パーセント、大畠地域で83.3パーセントもの住民が、津島地区には帰還しないと決めている（丙C207）。

このような住民が多数いる以上、1審原告ら全員が「戻りたくても戻れない状況」にあるとは言えない。

### 3 1審原告らは、「避難生活」は終了していること

1審原告らは、津島地区に戻って生活できるまでは「避難生活」になると主張している（1審原告控訴答弁書31頁）。

しかしながら、東京電力は、本件事故直後から実施してきた避難慰謝料や避難費用及び就労不能損害等の賠償のみならず、1審原告らが自らで選択した地域における平穏な生活の回復に資する賠償を継続的に行ってきました。

すなわち、東京電力は、平成25年3月29日、1審原告らに対して、所有していた宅地・建物・借地権等に対する賠償を開始した（丙C191・25頁・丙C208）。当該賠償は、自主賠償基準に基づき、裁判実務において通常認められると考えられる額と比べて十分な賠償となるように被災者に対して大いに配慮した基準によるものであった（東京電力控訴理由書74～75頁）。

また、東京電力は、同日、避難先での生活必需品・家電・家具等の購入実費について請求があった場合に物品購入費用として賠償を実施していたのに加えて、世帯人数および家族構成に応じた定額での家財賠償等も開始した（東京電力控訴

理由書80～81頁・丙C209)。当該賠償は、例えば、帰還困難区域の大人2名、子供2名の4人家族であれば一律に675万円が賠償されるという十分な賠償であった<sup>1</sup>。

その後も、東京電力は、平成25年11月29日、宅地以外の土地のうち、田畠に対する賠償を開始することを公表し、同年12月6日から請求書等の発送を開始した(丙C210)。また、東京電力は、平成26年4月30日、住居確保費用として、本件事故時に持家に居住していた1審原告らに対しては、移住する際の住居や宅地の購入費用を、借家に居住していた1審原告らに対しては、移住先での新たな住居を確保するための費用として、礼金等の一時金相当額や新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額(8年分)を定額で、それぞれ支払うこととした(丙C211)。さらに、平成26年9月22日には、準宅地、事業地、山林及び原野等の土地に対する賠償も開始した(東京電力控訴理由書75～78頁・丙C212)。

東京電力は、そのほかにも、事業継続が困難となった1審原告らには事業賠償を実施するなど(東京電力控訴理由書78～80頁)、あらゆる項目で賠償を実施してきた。

したがって、1審原告らは、自らの生活の本拠を自由に選択し、平穏な生活を回復できるだけの十分な賠償を既に受けている。

そして、1審原告ら217世帯のうち、55世帯は、平成26年2月までに、既に自らが選択した地域において住居を取得するなどして「避難生活」ではない

---

<sup>1</sup> 世帯基礎額である475万円に加え大人1人当たり60万円、子供1人当たり40万円が一律で支払われている。

生活を回復し、その後も、平成27年12月までに81世帯が、平成28年中に26世帯が、それぞれ、自らが選択した地域において住居を取得して「避難生活」ではない生活を回復した。その他の世帯も、その後に住居を取得し、または、マンションや復興住宅等で平穏な生活を回復させている（東京電力控訴理由書59～63頁）。

したがって、これらの1審原告らの「避難生活」は終了している。

### 第3 『1審原告控訴答弁書』第5に対する反論

#### 1 症状固定に関する1審原告らの主張の誤り

1審原告らは、後遺障害の問題について、「症状が固定し、これ以上損害が生じないと判断された場合の問題である」ことを前提に、1審原告らの被害が現在もなお継続している本件について、症状固定に基づく後遺障害の賠償の考え方を当てはめることは誤りであるという旨の主張をしている（1審原告控訴答弁書36頁）。

しかしながら、交通事故損害賠償の実務における症状固定に基づく後遺障害の賠償は、将来にわたり後遺障害という被害が継続することを前提として、症状固定の時点において、かかる将来にわたって継続する被害を包括的に損害として金銭評価し賠償するものであり、症状固定は「これ以上損害が生じないと判断された場合の問題」ではなく、1審原告らの主張は、その前提において論理的に誤っている。

## 2 アンケート調査に基づく原告らの主張が誤っていること

1審原告らは、ふるさとに戻れない1審原告らの精神的苦痛は、時間が経過するに従ってだんだんと強くなっている、そのことは、浪江町全体に対するアンケート調査結果にもはつきり現れており、時間の経過とともに苦痛が減少する交通事故とは、正反対の損害であると主張している（1審原告控訴答弁書36頁）。

しかしながら、1審原告らが引用するアンケート調査結果は、早稲田大学東日本大震災復興支援プロジェクト浪江町質問紙調査班作成の平成25年8月31日付け「浪江町被害実態報告書」（甲C29）を指していると考えられるところ（なお、1審原告らは控訴答弁書で証拠番号を記載していない。）、当該報告書には、浪江町の住民らの被害実態について、「震災直後と現在とで、精神的苦痛は全体として和らいでいない」という記載があるにとどまり（甲C29・7枚目）、原告らの精神的苦痛が「時間が経過するに従ってだんだんと強くなっている」との記載やそれを窺わせる記載は存在しない。むしろ、当該アンケート調査結果では、本件事故直後と回答時の精神的苦痛の変化について「幾分なりと和らいだ」と回答した者が27.3%（2560名）と、相当数存在していた（甲C29・30～31枚目）とのことである。したがって、1審原告らの精神的苦痛が「時間の経過に従ってだんだんと強くなっている」と結論付けることはできず、1審原告らの主張は誤っている。

また、1審原告らは、本件事故から8年後に行われたPTSDの症状評価尺度等を用いた精神科医によるアンケート調査の結果において、津島地区住民について非常に高い数値が示され、沖縄戦を経験した人々に対する調査よりも高い結果が示されたと述べて、本件事故による原告らの損害は交通事故とは全く異質の

損害であると主張している（1審原告控訴答弁書36～37頁）。

しかしながら、1審原告らが引用するアンケート調査結果は、蟻塚亮二氏作成の2019年9月29日付け「東電福島第一原発の事故による、浪江町津島地区住民における精神的被害」（甲C129及び甲C129の2）を指していると考えられるところ（なお、1審原告らは控訴答弁書で証拠番号を記載していない。）、津島地区住民の数値と比較されている沖縄戦体験者の数値は、沖縄戦から67年後に測定されたものである（甲C129・19～21枚目、甲C129の2・19～21枚目）。したがって、本件事故から8年後の津島地区住民の数値と、沖縄戦から67年後の沖縄戦体験者の数値とをただ単純に比較して、津島地区住民が受けた精神的苦痛の方が、沖縄戦体験者がその当時受けた精神的苦痛よりも大きいかのように主張する1審原告らの主張は不当である。

#### 第4 『1審原告控訴答弁書』第6に対する反論

東京電力が、『東京電力控訴理由書』第6において、原判決は、東京電力が1審原告らに対して、裁判実務において通常認められると想定される額を十分に超える額を賠償してきたという賠償実態を十分に認定せず、慰謝料額の算定にあたって適切に考慮していないと主張したのに対し、1審原告らは、①本件訴訟に先行する原発被害に関する損害賠償請求事件における東京電力の上告受理申立に対して最高裁が2022年3月から6月にかけて不受理決定をしたことは、東京電力の主張する弁済の抗弁について検討にすら値しないものとして門前払いされたものと評価すべきであると主張し（1審原告控訴答弁書38頁）、また、②本件事故による損害について、「これまでに類のない損害である」、「これほど甚大な被害が生じた例もない」、「様々な多様な損害が生じている」などと述べた上で、東京電力は、従来の原発事

故とは関係のない損害の枠組みを持ち出して払い過ぎだと主張しているのであると主張している（同39頁）。

しかしながら、最高裁の上告受理申立不受理決定には、民訴法318条1項による受理すべきものとは認められないという不受理の理由が述べられているに過ぎないのであり、弁済の抗弁に関する東京電力の主張についての判断は何ら示されておらず、当該主張が否定されたものではない。

また、本件事故による被害が交通事故による被害等とは異なる点があるとしても、原賠法に基づく損害賠償の範囲は、従来の不法行為に基づく損害賠償の範囲を超えるものではないのであり、1審原告らの主張は独自の見解に過ぎない。1審原告らは、独自の見解を主張するのみで、東京電力による賠償範囲及び賠償額の算定方法の十分性については何ら具体的な反論をしていない。

## 第5 『1審原告控訴答弁書』第8に対する反論

### 1 原発事故による損害は安易に他の事例と比較すべきではないとの1審原告らの主張について

東京電力が、『東京電力控訴理由書』第8において、これまでの裁判実務における慰謝料水準に照らして1450万円の慰謝料額は十分過ぎる額である旨主張したのに対して、1審原告らは、「本来、本件原発事故による損害は、その広範性、甚大性、長期性、多様性において類例のないものである。それぞれの損害の実態に即して具体的に損害の内容が検討され、支払われるべきものである」、「原発事故の上記のような特殊性を考えると、安易に他の事例と比較するのではなく、損

害の実態に即した賠償を実施すべきものである」と主張している（1審原告控訴答弁書41～42頁）。

しかしながら、『東京電力控訴理由書』第8 2(1)アにおいて述べたとおり、慰謝料額は、諸般の事情を考慮して裁判官が裁量により算定するものであるが（大判明治43年4月5日民録16輯273頁）、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのであり、裁判所の「認定額が著しく不相当であって経験則又は条理に反するような事情」がある場合は、同認定は違法となると解されている（最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁）。このように、慰謝料額の算定に当たっては、経験則や条理を考慮すべきものとされており、これまでに我が国の裁判実務において認められてきた慰謝料の水準は、我が国社会通念により相当として容認され得る範囲を示したものであると考えられる。

そして、『東京電力控訴理由書』第8 1(2)において主張したとおり、東京電力は、1審原告ら合計216世帯に対して、総額約373億9303万円、平均すると、一世帯当たり約1億7311万円を超える額を既に支払済みであり、かかる既払賠償額は、「福島県の世帯の保有資産」（約2657万円）の状況に比して全体として十分なものであったといえるし、また、「全国の世帯ごとの保有資産額」（約3588万円）から見ても、1審原告らの世帯は、「全国的にみても高い水準の資産」を保有するに至ったといえる（『東京電力控訴理由書』第6 3(2)）。。このような事情に鑑みれば、1審原告らに対する慰謝料が既に支払済みの1450万円を超えることはないというべきである。東京電力が1審原告らに賠償済みの額が全体として十分なものであったといえる点について、1審原告らは何ら具体的な反論をしていないことを付言しておく。

## 2 津島地区におけるアンケート結果に関する1審原告らの主張に対する反論

東京電力が、『東京電力控訴理由書』119頁において、1審原告らが居住していた津島地区は、本件事故前から継続的かつ急速な人口減少が進んでおり、本件事故前の浪江町のアンケートでは、津島地区が住みよいと回答した者は約15%に過ぎず、これに関して住み慣れて愛着があると回答した者は約20%に過ぎなかつた点を指摘したのに対し、1審原告らは、「確かに日本に住んでいる人にアンケート調査をすれば、今の日本に対する不満や生活の不安はたくさんでてくるであろう。それでは、日本に住めなくなって、近くの韓国や台湾に住むことができれば、それで満足かと言えば、ほとんどの人は日本に帰りたいと言うであろう。いざ、そこに住めなくなれば、やはり、戻りたい。・・・何よりも重大なことは、ふるさとは失ったときにその重要性に初めて気がつくということである」と主張している（1審原告控訴答弁書43頁）。

しかしながら、1審原告らが主張するように、本件事故後にふるさとの重要性に気付いたということであれば、本件事故当時は、ふるさとについて特段考えてはいなかつたということであり、そうであれば、津島地区のコミュニティが強固で津島地区への帰還を強く願っていたことを、津島居住原告全員に共通する事情として、津島居住原告全員についての基準となる慰謝料額を算定する際の考慮事情とすることはできない。

## 第6 被ばく不安慰謝料に関する1審原告らの主張（令和4年7月11日付1審原告準備書面）に対する反論

## 1 原判決は1審原告らの被ばく不安が抽象的な不安でないことを説示しているとの1審原告らの主張はトートロジーであること

東京電力が、『東京電力控訴理由書』第2部第7において、原判決が被ばく不安について実質的に30万円を認めた誤りを主張したことに対し、1審原告らは、原判決は1審原告らの被ばく不安が抽象的な不安でないことを説示しているため、原判決に対する東京電力の反論は誤りであると主張している（令和4年7月11日付1審原告準備書面3頁）。

しかしながら、東京電力は、原判決の判示内容に対して反論したものであり、この東京電力の主張に対する反論として、1審原告らが、原判決の判示を理由に東京電力の反論は誤りであると主張しても、それはトートロジーに過ぎない。

## 2 1審原告らの被ばく不安は客観的な根拠を有するものであるとの1審原告らの主張に対する反論

### （1）被ばく量が不明について

1審原告らは、1審原告らの被ばく不安が客観的にも根拠を有する理由として、1審原告らの被ばく量が不明であることを主張している（令和4年7月11日付1審原告準備書面4頁）。

しかしながら、福島県県民健康調査の基本調査においては、自記式質問票に回答した者に対し、本件事故発生直後から平成23年7月11日までの4か月間（最も空間線量率が高かった時期）の外部被ばく線量の推計を行い、その結果が送られて

くるのであり（丙C 213）、これにより、各個人が外部被ばく線量を把握することは可能である。また、全身の内部被ばく線量を測定するホールボディカウンターにおいても、検査結果書が交付されるのである（丙C 214）、これにより、各個人が内部被ばく線量を把握することは可能である<sup>2</sup>。したがって、1審原告らの被ばく量が不明であるのは、1審原告らがこれらの結果を具体的に主張立証していないからに他ならない。1審原告らの被ばく量が不明であるとの主張は、1審原告らの不安が客観的にも根拠を有する理由にはならない。

なお、1審の東京電力最終準備書面（損害論）19～20頁で述べたとおり、福島県が平成23年6月27日から平成30年10月31日までに行ったホールボディカウンターによる内部被ばくの検査の結果では、33万6405人（浪江町では1万2288人<sup>3</sup>）の検査の結果、預託実効線量1ミリシーベルト未満の方が33万6379人（浪江町では1万2281人）であり、全員、健康に影響が及ぶ数値ではなかったし（丙C 28・5頁）、福島県による県民健康調査での外部被ばく線量推計結果によると、震災後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった浪江町民8452人について、1ミリシーベルト未満の方が5749人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満の方が2117人等となっており、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている（丙C 29・4、8頁）。

## （2）WG報告書について

<sup>2</sup> 1審の東京電力最終準備書面（損害論）19頁で述べたとおり、本件訴訟の1審原告らとの関係でも、例えば、原告番号6-4、同12-5、同12-6、同43-7及び同47-4等は、平成23年7月または同年8月に東海村の独立行政法人日本原子力研究開発機構（当時）原子力科学研究所において内部被ばく検査を受けているが、その際の検査結果も、いずれも預託実効線量は1ミリシーベルト未満であった（丙C 148）。

<sup>3</sup> 平成23年3月1日時点の浪江町の人口は2万0854人であった  
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/15847.html>)。

1審原告らは、1審原告らの被ばく不安が客観的にも根拠を有する理由として、WG報告書は前提としているデータの正確性の観点から疑問があることを主張している（令和4年7月11日付1審原告準備書面7頁）。

しかしながら、WG報告書は、「低線量被ばくによる健康影響に関する現在の科学的な知見は、主として広島・長崎の原爆被爆者の半世紀以上にわたる精緻なデータに基づくものであり、国際的にも信頼性は高く、UNSCEARの報告書の中核を成している」、「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さい」（丙B28・4頁）と述べているとおり、低線量被ばくによる健康影響に関する現在の科学的な知見の国際的な合意（具体的には、科学的知見を国連に報告している原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）、世界保健機構（WHO）、国際原子力機関（IAEA）等の報告書に準拠したものである（丙B28・3頁）。）を示しているのであって、前提としているデータの正確性が問題になるようなものではない。

また、本件事故による放射線被ばくが健康影響を増加させる見込みがないことについては、WG報告書のみならず、IAEAの国際フォローアップミッション最終報告書（丙B37・8頁）、UNSCEARの2013年国連総会報告書（丙B47・2頁）、同2013年福島報告書（丙B48・48～49、58～59頁）、同2015年報告書（丙B49・14、19頁）、同2020年／2021年報告書（丙C215、丙C216）等で一様に言明されている周知の事実である。

すなわち、①「2013年国連総会報告書」（丙B47）では、「モデルによる線量推計結果および実測値を踏まえると、住民およびその子孫において今回の事故による放射線に奇異する健康影響については増加が認められる見込みはない。」（同号

証・2頁)と述べられており、②2013年国連総会報告書を詳細に実証した2013年福島報告書(丙B48)でも、「被ばく集団での健康影響の発生率における一般的な放射線被ばくに関連した上昇は、基準となるレベルに比べて識別できるようになるとは考えられない。」(同号証・49頁)と述べられており、さらに、③2013年福島報告書の公表以降に公開された科学的文献における追加情報を踏まえた追加調査結果である「2015年報告書」(丙B49)でも、2013年福島報告書の知見は有効であることが確認されており(同号証・14、19頁)、④最新の「2020年/2021年報告書」でも、2013年福島報告書の主な知見と結論を概括的に確認して、10年間で被ばく線量評価に関する新規知見が相当数明らかとなつた上でも、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにないと引き続きみなしている」と述べられている(丙C215)。

したがって、WG報告書は前提としているデータの正確性の観点から疑問があるとの1審原告らの主張は、そもそもWG報告書の内容を正しく理解しないものである。

### (3) 甲状腺被ばく調査について

1審原告らは、1審原告らの被ばく不安が客観的にも根拠を有する理由として、福島県県民健康調査における甲状腺被ばく調査には多くの問題点が存在することを主張している(令和4年7月11日付1審原告準備書面7~9頁)。

しかしながら、1審原告らが述べている、平成23年3月26日から同月30日にいわき市、川俣町及び飯舘村において行われた調査は、スクリーニングレベルを超えるものがいるかどうかを調べることが目的で実施された簡易モニタリングであ

り、測定から被ばく線量に換算したり、健康影響やリスク等を評価したりすることは適切でないと考えられるもので（丙C217）、実際、その後の平成23年10月から福島県の子どもたち全員を対象に甲状腺検査が実施され（丙C218・123、124頁）、その結果については、他県調査との比較を経た上でも（丙C218・135頁）、「原発事故によるものとは考えにくい」と判断されている（丙B61）。

そして、このことは、UNSCEARの2020年／2021年報告書（丙C215）でも、「当委員会はまた、放射線被ばくの推定値から推定されうる甲状腺がんの発生を評価し、子どもたちや胎内被ばくした子どもを含む、対象としたいづれの年齢層においても甲状腺がんの発生は見られそうにないと結論付けた。公表されているエビデンスを鑑みると、被ばくした子どもたちの間で甲状腺がんの検出数が（予測と比較して）大きく増加している原因は放射線被ばくではないと当委員会は判断している。むしろ、非常に感度が高いもしくは精度がいいスクリーニング技法がもたらした結果であり、以前は検出されなかった、集団における甲状腺異常の罹患率を明らかにしたに過ぎない」と公表されたとおりである。

### 3 現実に具体的な健康被害がないから損害がないというのは、晚発性の障害をすべて無視することであり、晚発性障害を不安に思うことを否定する理由にはなり得ないとの1審原告らの主張に対する反論

1審原告らは、現実に具体的な健康被害がないから損害がないというのは、晚発性の障害をすべて無視することであり、晚発性障害を不安に思うことを否定する理由にはなり得ないと主張している（令和4年7月11日付1審原告準備書面9～10頁）。

しかしながら、前記2（2）のとおり、低線量被ばくによる健康影響に関する現

在の科学的な知見の国際的な合意によれば、「放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さい」(丙B 28・4頁)のであり、また、本件事故による放射線被ばくが健康影響を増加させる見込みがないことについては、WG報告書のみならず、IAEAの国際フォローアップミッション最終報告書(丙B 37・8頁)、UNSCEARの2013年国連総会報告書(丙B 47・2頁)、同2013年福島報告書(丙B 48・48~49、58~59頁)、同2015年報告書(丙B 49・14、19頁)、及び、同2020年/2021年報告書(丙C 215、丙C 216)等で一様に言明されている周知の事実であるため、晚発性障害を不安に思うことは、「客観的・科学的根拠を伴った具体的な危険性に対する不安である」と認められるものではなく、法律上保護される利益の侵害に該当しない。

以上